

岩手県地域年金事業運営調整会議規程

(目 的)

第1条 岩手県民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入促進と保険料納付の向上につなげるため、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)の積極的な推進を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 盛岡年金事務所に、岩手県地域年金事業運営調整会議(以下「運営調整会議」という。)を設置し、事務局を置く。

(所管事務)

第3条 運営調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第4条 運営調整会議の委員は次に掲げる機関等から推薦を受け、盛岡年金事務所長が委嘱する。

- (1) 厚生労働省東北厚生局
- (2) 岩手県保健福祉部
- (3) 岩手県教育委員会事務局
- (4) 岩手県高等学校長協会
- (5) 盛岡市市民部
- (6) 全国健康保険協会岩手支部
- (7) 岩手県社会保険労務士会
- (8) 一般財団法人岩手県社会保険協会
- (9) 岩手県社会保険委員会連合会
- (10) 岩手県年金協会
- (11) 岩手県商工会議所連合会
- (12) 岩手県商工会連合会
- (13) 株式会社 岩手日報社
- (14) 岩手県立大学
- (15) 紫波町生活部
- (16) 全国国民年金基金岩手支部

2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が退職または人事異動、その他の理由により職務を担うことができなくなったときは、盛岡年金事務所長が解嘱する。

なお、解嘱の際には、後任の委員の推薦を受けるものとし、欠員によって就任した委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 運営調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営調整会議は、委員長が招集する。

2 運営調整会議の開催は、原則、7月と1月の年2回とする。

なお、7月は前年度事業の総括、1月は次年度の事業計画策定のための意見交換を行う。

3 出席は委嘱の委員を原則とし、やむを得ないときは代理出席を可とする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員及び代理以外の者が出席できるものとする。

5 議事については、委員長が進行する。

6 運営調整会議における協議の内容等について、議事録または議事録要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営調整会議の庶務は、盛岡年金事務所総務調整課において処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営調整会議に関する必要事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年6月12日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成26年 6月25日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成26年12月22日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成27年 7月 6日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条1項及び5項の規定に関わらず、盛岡年金事務所長が参集を求め、議事については県内の年金事務所長または事務センター長が進行する。

この規程の一部を改正し、平成29年 7月 3日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和 元年 8月 1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和 4年 4月 1日から施行する。